

合衆国・戦時経済安定化政策の課題と限界

牧 野 裕

はじめに

我々は既に別稿で戦中から戦後にかけての時期の経済政策（「雇用法」と「ブレトン・ウッズ協定批准法」）を巡る論争の性格を分析、戦後合衆国資本主義の課題と特質を内外両面から「発生論」的に明らかにしようとした。⁽¹⁾だが旧稿での戦時期国内政治経済過程への言及は必要な限りに留められていた。そこで我々は本稿で、論点を経済安定化政策へと敷衍したうえで、改めて同期の政治経済過程の特質に検討を加えてみることにした。合衆国現代資本主義論を展望するに当たっての我々の基本課題は、例えば史学でのコンセンサス組織史学⁽²⁾、政治学でのA・F・ベントレーを源流とする多元主義的利益集団論⁽³⁾、

或いはこれ等への批判的潮流としてのコーポリット・リベラリズム論⁽⁴⁾、T・J・ロウイの「利益集団自由主義」批判論⁽⁵⁾が議論の俎上にのせているような現代合衆国の政治経済過程の理論化である。この視角から本稿で戦時の政治経済分析に向わなければならないとすれば、周知のレーニンの戦時経済論とは別の、新たな方法的模案が必要となる。⁽⁶⁾だが、この方向での試行として既に藤井洋がニュー・デールを「組織化」と「インフレ政策」により分析、現代資本主義論を展望していた。また、加藤栄一は藤井の議論を継承、大内力の国家独占資本主義論との接合により独自の「組織化」、「同権化」を打出し、反革命宥和政策の展開を余儀なくされた現代資本主義の歴史的位置を明らかにしようとした。⁽⁷⁾そこで我々は、多様

な歴史過程把握の単純化を避けつつも、取り敢えず「組織化」、「同権化」、「管理通貨制下のインフレ政策」、を手がかりに戦時の経済安定化政策の展開を追うことにする。そして、安定化政策を巡る主要階級諸組織、ニュー・ディール擁護勢力と反対勢力、国家諸機構間の連携と対立の諸相と構図とを鳥瞰、この側面から戦時国家の課題、政治経済的編成の特徴を浮彫りするとともにこの経済的帰結について言及したい。これによって我々が取り敢えず依拠したような現代資本主義論の意義と限界もまた自ずと明らかになるう。

大戦期に係る研究は未だ緒にいたばかりであり「革新主義」期やニュー・ディール期に比べこの期の独自の位置は明確ではない。⁽⁸⁾かかる研究状況にあって、戦時期の豊富な歴史的事象を分析し理論的成果を得ることは容易ではない。このため、本稿での対象の取扱いも勢い限定的かつ記述的とならざるを得ないのである。⁽⁹⁾

I

ローズヴェルト政権は戦時体制の構築にあたりニュー・ディール擁護勢力と反対勢力、資本、労働、労働各

層の利益代表者が参与する超党派の挙国体制の形成を追求した。世界戦争という未曾有の危機と『大洪水的』社会的変動に直面した戦時国家の至上課題はグローバルに拡張した戦争を遂行するため政治的には「城内平和」を経済的には「民主主義の兵器廠」を実現することにあつたのだ。経済動員機構として四〇年五月「国防諮問委」が設立され、欧州の緊迫化と共に戦時生産を管掌する「生産管理局」(OPM)と「物価管理・民需品供給局」(OPACS)へと発展解消された。ここでの人的編成の特徴はW・N・ヌードセン(GM社長)、S・ヒルマン(合同衣料労組)、H・スチムソン、ノックス両軍長官から成る諮問委のもと、独占資本の代表者が産業動員計画を、ニュー・ディール擁護勢力・組織労働勢力が民生・労働動員を担当するという分業関係にあった。かかる体制での経済の組織化過程で、ニュー・ディール政策の展開によって「控制」されていた独占資本は経済的政治的権力を回復、国家機構を巡る勢力関係での影響力を強めた。言うまでもなく、ローズヴェルト政権が国防計画の策定に「経済的王党派」の指導者を起用したのは、長期消耗戦を遂行する産業動員体制を構築する必要がある

だ。技術的に高度化した軍需品の即時大量生産能力を持つのは自動車、電機、鉄鋼等の重工業部門の独占資本であった。ところが、政権と大企業との関係は、三七、八年恐慌後の「反トラスト」政策により冷却化していた。加えて、独占資本の国防生産への対応は慎重であった。「ナイ委員会」による軍需産業の調査、不透明な欧州での戦況の行方、国内の「孤立主義」的風潮、そして何よりも軍需生産への全面転換に伴うリスクへの懸念があったのである。「資本による坐り込みスト」と評されるかかる事態を打開するために戦時政権は戦時動員の中核部分に独占資本の指導者をあてた他、更に次のような措置を講じていった。第一、「反トラスト」政策が事実上停止され国家カルテル体制のもと生産体制が整備された。航空機生産では、四〇年七月陸海軍別に専業メーカーが割当てられた。自動車産業の航空機生産では業界団体の「自動車工業国防航空委」がメーカー間で生産調整と割当てを行った。第二、軍需契約に伴う利潤面での措置として、協議入札制とともに「コスト・プラス・固定手数料制」が導入され契約メーカーの言い値で発注価格が決められるシステムが形成された¹⁰⁾。また、加速度償却制や

戦後再転換の特別引当て等租税面での優遇措置が実施された。勿論、挙国体制のもとでは無制限に「独占利潤」が追求された訳ではない。四〇年秋の第二次歳入法により超過利得税が導入され、三五—三九年までの平均利潤又は投下資本の八%を超える利潤を超過利潤とみなし課税された。また四二年には「軍需契約再協議制」が導入され、契約価格の見直しが図られている。第三、就中、議会在四〇年六月に国防生産のため「復興金融公社(RFC)」に抱括的権限を与え国家資本を以って軍需生産に伴うコスト、リスクを連邦政府に全面的に肩代わりさせる戦時金融方式が形成されるに及び独占資本による軍需生産上の障害は除かれた。RFCは八月「国防設備公社(DPC)」をその後「金屬備蓄公社」、「ゴム開発公社」等々を設立していった。DPCは航空機を中心とした兵器生産の為に膨大な資金を投じ国有工場を建設、同設備の貸与をうけた独占資本が軍需生産に乗り出していたのである¹¹⁾。

II

四〇年七月国防生産計画が本格的にスタートした。議

会は緩慢ながらも六月に第一次、十月に第二次の歳入法を成立させた。議会は未だ公共事業や農村救済に向いていた。だが、経済は活況化した。自動車生産は四〇年の四四〇万台から四一年には記録的な四八〇万台に達した。戦時統制と軍需生産への転換を見込んだ在庫の積み増し駆け込み生産がこの背景にあった。それでも深刻な物価騰貴は四一年夏まで顕在化しなかった。第一、増加しつつあるとは言え国防支出は月間で二億ドル程度に過ぎなかった。第二、相当の過剰資本、過剰労働力が存在していた。四〇年から四一年五月にかけ、準備制度の指標で、工業生産指数は三八%上昇していたが、卸売物価は八%に留まっていた。第三、増産と労働力の吸引の為に、物価賃金上昇に対しては寛容な態度がとられていた。かかるなかでは当然政策当事者の中でのインフレに対する警戒心は弱かった。『アメリカ・ケインジアン』⁽¹²⁾はケインズが四〇年に「戦費調達論」を公表し戦時インフレの抑制と社会改革を狙った累進課税の導入と強制貯蓄を説いた時にもインフレの危険よりも依然『経済停滞論』に捕われていた。大統領は、四一年予算教書で増税を主張したものの、この一方で過剰生産能力と失業者が存在す

る限りで消費を抑える租税政策に反対である、とも述べていた。予算局のG・コルムは、積極的に赤字財政を唱え、L・ヘンダーソンは完全雇用の達成まで民需品統制を遅らせるべきと主張していた。

だが、海外からの金の流入は、銀行準備と銀行預金の拡大要因をなした。四〇年の金保有高の増加は四三億五千万にのぼり過去四十年の平均一六億を大幅に上回っていた。このため、この間の国債発行増にも拘わらず超過準備は四〇年の七月に七〇億に届こうとしていた。かかるなかで、財務省と準備制度当局とは、国債管理政策を巡り対立した。財務省は国債消化の必要から巨額の過剰準備を維持すべしと主張、時にはニュー・ヨーク銀行界の超過準備を二〇億とするよう求めた。これには、ケインズ流の強制貯蓄に反対し、自発的貯蓄を唱えるモーゲンソー財務長官の個性的財政観も強く反映していた。財務省はこの上で、国債管理政策として、低金利のもとでの国債市場の安定化が必要との立場であった。即ち、財務当局は、短期債の利回りを $\frac{3}{8}$ %と低く固定化、中・長期債をこれに連動させる利回り構造の『釘付け』政策を主張した。そして、準備制度に対し、加盟銀行の

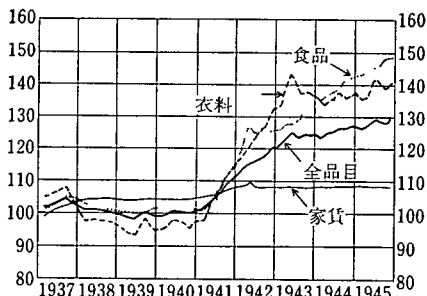
過剰準備を以って国債を引受けさせ同時に準備銀行に対し財務省証書を $\frac{1}{2}\%$ で随時買入れよう求めた。財務省は、国債利子負担の軽減、新規発行債の市中消化と満期債の借換えを保障する必要からとかかる政策に固執した。これに対し、銀行信用の拡張によるインフレを懸念した連邦準備当局は、連銀による短期債の買い支えに批判的で国債利回りの引上げが必要と反論した。そもそも、財務省が固執する参戦前の金利体系は極めてアンバランスであった。短期金利は三〇年代の不況と金流入で極端に低い水準に下っていたが、長期金利は欧州戦前後の市場の不確実性を反映し高い水準にあったからである。かかる事態を背景に準備当局は四〇年十二月、銀行信用の著しい拡張に対し効果的方途を講ずる必要性を説いた報告書をまとめ議会に送付した。それは七〇億にも達する超過準備の大部分を吸収するため、準備率の引上げと規制強化、公開市場委の権限強化、トーマス修正法による三〇億までのグリーン・バック発行権限の廃止、金価格引下げ権限や銀買上げ政策による外国銀の貨幣化に係わる権限の廃止等も求めていた。そうして、インフレ規制のため国債の銀行引受けの回避と市中消化の必要を強

調したのだった。ところが、報告に対しモーゲンソーは、高利を求める銀行家の演出による戯れであると非難した。また、連邦預金保険公社のL・クロリーは、公開市場委の強化案に対し、全国の州法銀行を連邦準備制度の統制下に置こうとするもの、と反対した。更に連邦貸与局のJ・ジョーンズ商務長官はインフレ局面ではない、と銀行信用への依存を容認した。

III

三九年秋から四一年七月にかけては産業界の自発的協力を柱に主要商品の選択的統制が実施されていた。だが、卸売物価や主要消費物資の価格は四〇年八月以降上昇し、四一年に入り加速化した(第1図)。三月に成立した「武器貸与法」による海外特需がかかる傾向を扇った。労働力は逼迫化し、六月末には摩擦的失業水準ともみられた二五〇万人に低下していた。労働力はこの後供給不足状態に移った。この間二月に、OPMは中古の工作機械、金属原材料、瀝青炭に最高価格制を導入した。だが、原材料に対する直接統制は実施されず、OPMは小売段階での統制権限を持たなかった。OPMの求めに応じて金

第1図 生活費の推移 (1935-39=100)



[出所] Federal Reserve Bulletin, Feb. 1946, p.143

属、紙・パルプ、ゴム製品、繊維製品、食品、皮革、燃料、木材、建材に関し産業内で價格統制が試みられた。また、消費購買力を吸収するため、五月財務省は低所得者向けに貯蓄債券を売り出した。だが、物価の騰勢は止まなかった。問題は軍事支出の増加による国防生産の拡大が賃金労働者の所得増と消費購買力の上昇をもたらし、これが民需品需要増・民需生産拡大という過程を経て社会的総生産における軍需生産部門拡大の制約要因となってきたことであった。

かかる事態のなか、ローズヴェルト政権は四一年夏以降経済統制を強化せざるを得なかった。第一、大統領は八月、準備制度理事會に消費者信用を制限する権限を付与。制限措置は九月から実施された。更に当局は九月、過剰準備の減少を図るため加盟銀行の準備率引上げを決定(二六%、二〇%、一四%)、十一月から実施した。第二、「供給優先割当委(SPAB)」が八月に設立され、優先割当制が強化された。陸海軍間、或いは軍部と連合国間の、軍需物資の争奪は「陸海軍々需品委員會(ANMB)」の強化や武器貸付法による発注の組織化により調整が企図された。また、四一年に入り、軍需生産への優先制の導入が試みられていた。この後、政策課題は、民需部門での生産制限の対象と方途、時期へと移っていった。だが民需生産制限は個別企業、産業間、独占部門と非独占部門の利害対立がからみ、OPMとOPACSは、とりわけ自動車産業の転換を巡って対立した。これは言うまでもなく政治的にはニュー・ディール勢力と反対勢力との対抗という形をとり、OPM内でのヌードセンとヒルマン、OPMとOPACS間での管理権抗争として表面化した。SPABの設立はかかる対立を打開す

る試みでもあった。SPABはウォーレス副大統領(議長)、両軍長官、ヌードセン、ヒルマン、ホフキンス、ヘンダーソンとシアーズ・ローバック副社長・OPM物資調達部門責任者D・ネルソン(事務局長)で編成されていた。SPABは軍需、民需、連合国間での物資の優先割当に従い、この後、自動車、家電等の民需生産の制限措置が相次ぎ発表されていった。また、紡績糸、ニッケル、スクラップ、鑄鉄等に対し公定価格が設定され、連邦政府は卸売物価の安定化政策にも着手していったのである。

だが「賃金・物価スパイラル」を抑制するには個別・選択的統制の限界は明らかだった。ローズヴェルト政権は既に七月末日、議会に対し物価統制法の成立を求めていた。物価統制策を巡る論争は賃金と農産物価格統制の是非に集中した。第一次大戦時の産業動員に功績のあったB・M・バルークは九月下院銀行通貨委で賃金をも含む全面的統制の必要を訴えた。しかし、CIOは賃金統制を労働と産業に対する専制的統制であると非難、自由な労働運動と自主的団体交渉を破壊するものと主張した⁽¹³⁾。組織労働の強い反対を前にヘンダーソンは法案か

ら賃金統制を除いた。一方、AFBFは、提案された法案に賃金統制策が盛り込まれなかったことに反発、農産物の価格統制に反対した。そして、賃金統制を除外した法案の上程が必至とみるや、(1)バリエイ価格の一〇%以下での農産物価格の統制に反対し、(2)農業利害を反映する農務長官に農産物価格統制に関する拒否権を付与する、との立場を打ち出してきた⁽¹⁴⁾。

この時期に物価統制法案から労賃の統制が除かれた背景には、組織労働勢力を宥和し戦時挙国体制へ統合してゆかねばならない戦時国家の中心的課題があった。だが臨戦期に、労資紛争はむしろ激化し国防生産への影響が懸念されていた。また、AFLとCIOのヘゲモニー抗争も深刻であった。この間の事情をみよう。四一年三月国防産業での労資関係の処理を図るため国防調停委が設立された。しかし調停委は法的権限を持たずAFLとの管理権に係わる裁定に反発したCIO側は十一月に委員を引上げてしまった。この間にU MWの瀝青炭スト(四月)、製鋼用石炭スト(九月)の重要争議が生じ、山猫ストもひん発した。更に、国防産業ではGM系ノース・アメリカン航空機での共産系ストが関係者に強い懸念を

抱かせていた。ストライキ指数（一九三五—三九年—一〇〇）は四一年一五〇、参加者指数二一〇とニュー・ディール期来の最高を示していた。労資紛争の背景には、労働力需給の好転をうけた組織労働の攻勢があり、一方資本家側も賃金引上げにより労働側を宥和しつつ高賃金により必要労働力の吸引を狙っていた。かかるなかで賃金統制の導入は困難であった。

十一月に下院を通過した法案は農産物価格の上限を平衡価格の一〇％と規定していた。ヘンダーソンは下院法案によって主要農産物価格は実質的には平衡価格の一六％に達すると批判した。⁽¹⁵⁾しかし、AFBF、NG等農業団体の意向をうけた議会内勢力は、上院で法案に農産物価格統制でのOPAと農務長官との事前協議制を盛り込み、平衡価格の一〇％上限制に固執した。そうして、四二年一月末議會を成立した物価統制法は、結局「農家救済法」との呼称が適切なほど議會における「フーム・ブロック」の利害を反映していた。⁽¹⁶⁾農産物価格の引上げは農産物の増産という戦時課題達成の経済的刺激策としての意味を持っていたが中西部、南部を中心とした農業利益集団を経済的に充足させ政治的に統合する

うえで避けられなかった。

労働者、農民に対する宥和政策の展開を契機に、ローズヴェルト政権は、他の諸階層に対しても同様の政策を講じてゆかねばならなかった。かかるなかで、国民諸階層の組織化も進んでいった。人種差別問題では、四一年春、「全国黒人会議（NNC）」が連邦政府機関内での差別待遇の禁止を求め「ワシントン行進」を計画していた。このため、政権は六月に行政命令を発し、国防産業での公正雇用を命じ「公正雇用委員会（FEPCC）」を設立した。

IV

戦時統制機構の再編は、参戦後の四二年一月の「戦時生産本部（WPB）」と戦時諸機構の「緊急管理局」（OFM）への戦時機構の統合により新たな段階に移った。WPBは、諸勢力の均衡と協調を旨とした。だが、本部長に親ニュー・ディールのネルソンが就任したように、その政治的権力関係は必ずしも独占資本の全面復活に示される経済的権力関係の変化を反映してはいなかった。WPBは、SPAB—OPMの機能を吸収し、優先制の

強化、稀少物資の使用禁止、割当と分配権限の行使により戦時経済全般に対する広範な権限を有した。WPBによる戦時生産の新たな組織化の企図に対応して労働の組織化も追求された。それは、資本の組織化に対応した生産統制の手段でもあった。ローズヴェルト政権は参戦後、労資による国民会議を開催、スト・ロックアウトの禁止、全ての争議の平和的解決、労資関係調整委の設置、等に関し労資間での合意を取りつけた。そして二月、労資公益の三者から成る労資関係の処理機構として「全国戦時労働委(NWLB)」を設立した。だが、賃金紛争を処理するに当っての政府の方針は未だ具体化されず、労資間での合意も容易に得ることは出来なかった。高まる転職率、熟練労働力不足、完全雇用水準への到達のなか労働力の動員と統制を図るため四月、戦時労働力委員会(WMCC)が設立された。WMCCは更に人種差別問題に当るFEEPCを傘下に吸収、こうして労資協調、労働者の組織化・同権化、婦人・黒人労働力の動員に当った。

ローズヴェルトは四三年予算教書で財政支出を三九〇億、歳入を二三五億と見込んだ。二月に入ると、乗

用車生産は完全に停止され、その後ラジオ、冷蔵庫等の生産停止が続いた。民需部門と軍需部門間で、稀少化した生産資源の争奪が演じられ、不足化する消費財が必要が追いかける超過需要体制へ移行した。財務省の七〇億増税法案に不満なエクルスは四月、改めて財政サイドから購買力を削減する必要を強調した。スミス予算局長も、大統領に対し、インフレが戦争努力を無にしてしまうと警告、全面的で断乎としたインフレ抑制策の展開を訴えた。食料品価格は四一年十二月から四二年三月までの間に四・九%、衣料は七・七%上昇した。前年比では約二〇%の上昇となっていた。共和党のバンデンバーク上院議員、民主党のW・ジョージ上院歳入委員長もバークが主張したような全面的な物価統制策への支持を表明した。また、生産拡大と労働力吸引のためインフレを是認してきた政権内ケインジアンもようやくインフレの危険に警告を鳴らし始めた。三月十七日、大統領はエクルス、ウォーレス、ヘンダーソン、ウィットカード、モリゲンソーに対し、インフレ抑制策の検討を求めた。予算局を中心にG・コルム、A・ハンセンの助力を得てインフレ抑制策が策定された。それは、インフレ抑制には賃

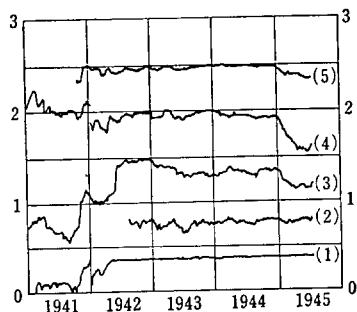
金統制と財政々策による消費購買力の抑制が必要としたうえで強制貯蓄、大衆課税の強化（個人五〇〇ㇵへの免税点の引下げ）、賃金凍結策を打ち出した。そして、財務省の七〇億ㇵの増税案に代わり個人所得税で二〇億ㇵ、小売税で二五億ㇵ等全体で一五億ㇵの増税を提案した。だが、モーゲンソー財務長官はこれに反発、さらに四月十六日先の内容を盛り込んだ大統領への報告書への署名を拒んだ。財務長官はこの後ポール財政顧問が案出した六項目の提案で応じた。それは物価凍結、信用、在庫、住宅建設への直接規制を主張したものの、他方で物価上昇に見合った賃金の調整と自発的貯蓄計画を対置したものであった。そうして彼は、最初にインフレを望み、やがて低所得者へのシワ寄せ策を主張する、としてエクルスやワシントンの「ケインジアン」に対し反感を強めるのであった。

財務省と他局との対立のなかで開かれた四月十日の閣議で、大統領はモーゲンソー案に傾斜していた。だが、ウォーレス、エクルスは報告を支持するよう迫った。中間選挙を前に動揺していた大統領は結局二七日、報告を受け容れた形で包括的インフレ抑制策を提案した。彼は

そこで「急騰する生活物資の価格を抑制するために」との文言を各項目の冒頭に並べ物価抑制の必要を強調、(1)個人、法人に対する重課税、(2)消費者、小売、卸売、製造業者の購入する製品価格の上限設定、(3)賃借料の上限設定、(4)農産物価格の安定化、(5)戦債購入の奨励、(6)必需品の公正なる配分を図るための割当制の強化、(7)信用割賦販売の抑制、負債・抵当等の返済奨励を求めた。大統領は七項目の同時遂行の必要を強調したが、課題は就中農産物価格の上限枠の引下げと労賃の統制にあった。だが声明は調子の割に具体的ツメを欠いていた。声明に対してはニュー・デール擁護勢力内からも反発の声があがった。CIOは、安定化とは賃金凍結の言葉であると非難した。反トラスト運動の旗主T・W・アーノルドは、統制を「ノートリアス」と批判した。議会は増税を望まず、農業団体は農産物価格の引下げに反対であった。こうして大統領の反インフレ声明に対応した措置としてはOPAが「最高価格制」を導入し、物価抑制を図ったに留まったのである。

この間、増税に反発する議会は、財務省案を退けていた。下院歳入委は財務省案に代わり独自法案を起草した。

第2図 国債の利回り(%)



[出所] Federal Reserve Bulletin, Aug. 1945, p. 728.

注 (1)財務省証券 (2)債務証券 (3)中期債(3—5年)
(4)長期債(7—9年) (5)長期債(15年)。

それは個人所得、不動産増与、法人の超過利得に甘く、増収見込みも財務省案を大幅に下回っていた。財務省案にこだわるモーゲンソーは七月二三日、上院の聴聞会で改めて同案への支持を訴えた。しかし、議会側の反応は極めて冷淡であった。かかる政治的制約のもと、準備制度当局は財務省の戦費調達政策への協力を余儀なくされていた。財務省もまた、赤字国債の銀行信用による消化を図らなければならなかった。財務省の戦費調達政策と準備制度当局との政策対立はこの時期に至っても未だ調整されず、準備当局の金融政策も一貫性を欠いていた。

だが四二年三月、当局は、財務省証券を直接財務省から五〇億ぶまで購入する権限の復活を議会に求め与えられた。また、三月二〇日から理事会は、加盟銀行・非加盟銀行の国債によって担保される約束手形に対し準備銀行が九〇日を超えない期間貸付うることとした。さらに、四月に入ると準備当局は転換をみせ、短期国債を $\frac{3}{8}$ %の利回りで買オペ・売オペを無制限に行うと発表した。これに伴い長期財務省債券は2%の利回りに釘付けされ中期ものについても同様の措置がとられた(第2図)。そうして七月の準備法改正後、準備当局は、資金需要の逼迫した中央準備市の支払準備率の緩和を図り積極的に信用拡張策を展開していったのである。

V

WPBによる戦時生産体制組織化の企図は膨大な国防支出、国防生産体制への急転換のなか重大な困難に直面した。国防支出は四二年上半期に一千億ぶもが執行された。この無制限に近い財政的保障のもと、軍の調達機関は猛然と企業と契約を交わしていった。軍需発注は生産能力をはるかに越えていった。この結果生産計画の衝突、

軍需生産への無秩序な転換による社会的生産の不均衡化が激化した。軍需契約は重化学基幹部門を占める独占到集中され民需部門の転換・縮小は中小企業の転廃業を多発させた。だがWPBによる生産統制は軍需品に対する調達権限がANMBに残されたため当初から限定的なものであった。軍部はANMBを通じ調達権限を行使、ANMBの責任者となっていた「ウォール街」出身のF・エバーシュタットが同じく「ウォール街」出身のバタースン陸軍次官、ホレスタル海軍次官等との連携のもと急速に影響力を広げた。このためR・ネイサン下にあったWPB計画委や民需部門は民需生産のための必要物資配分を無視しているとANMBを批判した。民需品の生産維持と安定供給を求めるニュー・ディール・リベラル、組織労働、中小企業、消費産業ブロックと軍需品の拡大・供給確保を重視する軍部、重工業独占との抗争が顕在化してきた。この間、政府は三月に、行政命令によって中小企業の軍需生産への転換を図るため、運転資金金融を促す政策を講じた。六月には「中小企業法」の制定に伴い中小企業国防公社が設立され軍需発注の斡旋、中小企業向け金融等により中小企業の軍需への転換を促した。

しかし、四月の大統領声明は、資本、農業、労働各層の支持が得られず、手つかずの状態が続いた。生産費の抑制は、農産物価格の上昇→賃金上昇→消費購買力の上昇、によって失敗に帰した(第4表)。賃金・俸給は三九年水準に比べ七一%上昇、賃金支払は雇用の拡大、時間外手当、基本賃金の上昇によって月間で一〇億以上増え続けていると推定された。一世帯当り所得は四一年に二、五〇〇万程度の階層が全所得者の $\frac{1}{4}$ に満たなかったが四二年には $\frac{1}{3}$ 以上に及ぶとみられた。一方、農家所得も三九年九月来八五%も増え拡大基調にあった。このため、過剰購買力は二〇〇億にも達すると推計された。食料品価格は五月に上限が設けられ品目で毎月一・二%、統計外品目は三・五%も上昇していた。中間選挙を目前にインフレ抑制は政治問題化していた。大統領は夏休み明けの九月七日議会に対し強い調子のメッセージを送付、緊急物価安定法案を十月一日までに成立させるよう要請した。ローズヴェルトの狙いは賃金統制と農産物統制価格の上限を平衡価格に引下げることにあった。包括的な物価統制法は諸勢力の妥協によって十月二日成立した。大統領は同法にもとづき「経済安定局(OES)」を設

立、全般的物価統制に着手した。注目されたのは政策調整にかかわるOES諮問委の人的編成であった。OES諮問委は前最高裁判事・南部民主党のJ・バーンズ局長のもと主要戦時機構と資本、労働、農業の代表によって構成された。明らかにOESによる経済安定化政策も各界の経済的利益集団の宥和と協調を図る必要から著しく制約されざるを得ないことを暗示していた。第一、賃金統制は組織労働側と「小鉄鋼方式」により基本賃金の上昇を一五％に抑制することで合意が得られた。だがこの代償に、(1)公正労働基準法、全国労使関係法、労働基本権の遵守が改めて確認された、(2)また賃金のうちボーナス、臨時収入、附加給付は統制外とされ、同一職種内の地域別企業別性別等の格差は正のため一五％を上回る引上げも容められていた。こうして労賃の統制は実質的にはシリ抜けとなった。一方農産物価格の統制策ではAFBFをはじめとする農業団体の強い反対に直面した。議会内「ファーム・ブロック」は農産物価格上限枠の引下げを拒むばかりか下院では平衡価格の一三％までに上限を引上げる法案を通した。最終的に決着をみた農産物価格統制は平衡価格に上限が引下げられたものの物価

が高騰した四二年九月が算定基準とされる等価値安定を保障する性格は変わらなかった。議会はさらに俸給の上限を二万五千ポンドとする要請に憲法違反との強い非難を浴びせ、代わりに国債発行権限の緩和を図る立法を成立させた。

この間財務省は八月四二年歳入法案の妥協策として「支出税」を案出、五〇億ポンドの増税案を打ち出した。同案は一種の強制貯蓄法案で貯蓄に回わされる所得は課税対象から除かれていた。だが、上院委員会は九月に法案を拒否、課税対象を六四五ポンドまで引下げた法案を提出した。議会はしかし代替的方途を見出せず、一部はB・ラム⁽¹⁷⁾が案出した個人所得税への源泉徴収制導入に関心を示すなど対応はまちまちであった。四二年の歳入法案は結局総合インフレ策の一つとして十月二〇日ようやく議会を通過した。それは、五七五頁、八〇一条にも及ぶ膨大な法令で、非課税点の引下げ(個人五〇〇ポンド)、個人所得税率、法人税率、超過利得税率、不動産税率、間接税率をそれぞれ引上げるといふ総花的なものであった。「戦争負担の平等」の名のもと主要階級に応分の犠牲をおわせる形をとっていたが低所得者層への大衆課税の強

化に重点が置かれていた。同法により約三六億の増税が見込まれたが、これは財務省が要求していた額の半ばであり戦時支出の要請に充てたものではなかった。

戦時生産体制の再編もW P Bを中心に四二年秋から着手された。その特徴は、(1)軍部の役割強化による軍需生産の円滑化と拡大を図ること、(2)石油・ゴム、食糧等重要物資の生産流通を管理する単独責任制(「ツアー制」)の導入、(3)W P Bの機構改革による生産統制の強化、生産の組織化、計画化の調整、である。軍部は、軍需と民需との配分問題が深刻化するや、(1)民需部門に対する軍の権限の確立、(2)資源の動員、割当権限のA N M Bへの移譲、を求め同時に軍需生産の拡大に冷淡なネルソン本部長の辞任を迫った。ネルソンは、これに抗し切れず、九月、エバーシュタットをW P B副本部長にあて優先割当制の強化を図った。即ち、計画担当副本部長エバーシュタットによる「戦略物資統制計画」、生産担当副本部長C・ウィルソン(G E 社長)による「生産統制計画」である。前者は、鉄、アルミ、銅等必須物資の割当による軍需生産統制を目ざしたもので、発注者である軍部と主契約者である大企業との間で戦略物資を配分するシステ

ムであった。これにより、軍部一独占資本による軍需生産の支配体制が強化され、この下に下請、孫下請の中小メーカーが系列的重層的に配置されていった。これに対し、完成品生産を管掌した「生産部門」はウィルソンのもと軍需品の計画的生産を図るため、完成品生産と部品分配の「スケジューリング」を推進した。生産部門の中心課題は、航空機生産目標の遂行におかれ「航空機生産部門」が設立された。

VI

経済環境の好転、アメリカ的なものへの確信とコンフォミティの高まり、若年層の徴兵等のなか、四二年十一月の中間選挙では共和党が躍進、議会は北東部、中西部共和党と南部民主党の反ニュー・デイル勢力によって支配された。ローズヴェルトは保守ブロックとニュー・デイル・リベラル労働ブロックとの相克が深まるなか会期前にニュー・デイルの象徴であった民間資源局、雇用促進局等を廃止した。反ニュー・デイルに立つ「ファーム・ブロック」はO P Aを攻撃目標にある場合は食料品の供給分配に権限を持つ独立機関の設立を

主張した。ヘンダーソンは圧力に抗し切れず選挙後の十二月、OPAを辞任した。戦時統制と連邦官僚機構の肥大化に反発する勢力は下院で行政機構調査のため特別委を設立、OPAをニュー・デイル勢力の拠点として攻撃した。

四二年末に政府の財政支出は月間六〇億に達した。だが、歳入は二〇億にすぎず、赤字財政への依存は高まった。国債発行高は一千億を越えた。四三年初、大統領は予算教書で四四年会計年度の支出を一千億と推定しこの半ばを租税で賄うため一六〇億の追加増税により総額で五一〇億の税収の必要を説いた。しかし、増税に気乗り薄な議会はむしろ一般納税者からの迅速なる徴税という制度改革・「ラムル・プラン」へ関心を移していった。同案を巡っては、原案が四二年年度の租税の全額を免除する内容となっていたため、この取扱いが最大の焦点となった。財務省と大統領は、これによって約一〇〇億が免除されると推定、免税はインフレをまおり高額所得者を利するものと反対した。だが、一月のギャロップ調査では同プランへの関心は高く九割が支持した。

議会は全額免除に固執、論争は五月末まで延々と続いた。結局源泉徴収方式は六月初旬、(1)四二年七月から二〇%の源泉徴収を行う(2)四二年度分の $\frac{1}{4}$ を免除し残金は向う二カ年で納入する、ことで議会内での妥協が成立した。

連邦機関内でも反ニュー・デイル勢力の攻勢が強まった。WPB内では民需生産の維持と安定化、民需品の安定供給を求めるニュー・デイル・リベラル組織労働・消費産業と軍需生産の拡大を重視する軍部・重工業独占との抗争が表面化してきた。軍部は必要な軍需品が入手出来ないのに対し、ネルソン等は軍部が必要以上の供給を求めていると応酬した。確かに航空機、艦船とも地中海と太平洋での攻勢に必要な生産目標に到達していなかった。軍部の要職を占めた「ウォール街」の中心勢力はグローバルな戦略的見地から戦勝作戦に必要な軍需品の安定供給を望んだのである。かかる対立を基本的契機として、更に、WPB内ではウィルソン生産部門とエバーシュタット計画部門との対立も生じていた。両者の抗争は四二年末に至って深刻化、ウィルソンは航空機生産に必要なアルミの供給不足から航空機生産目標達成が困難となっている、とエバーシュタットを非

難した。この機会にWPB内のニュー・デイル勢力は、まずエバーシユタットの排除を図った。エバーシユタットはバルーク軍部というのが彼等の関係認識でもあった。このため、ニュー・デイル擁護勢力は、エバーシユタットと対立するウィルソンとの連携を図り、ネルソン本部長は四三年二月エバーシユタットを解任、そのもとにあった原材料の統制権限をウィルソンのもとに集中した。この結果、ウィルソンは実質的にWPB内の軍需生産に係る諸権限を一手に集中した。だが、これもWPB内での生産諸資源配分を巡る軍需部門と民需部門との基本的対立抗争の序幕にすぎなかった。軍需契約を独占する独占資本は諸権限を集中したウィルソンの本部長擁立を図り、ニュー・デイル・リペラルと中小企業、消費産業の利害に立った本部長ネルソンの更迭を企図した。⁽¹⁸⁾これには独占資本と利害を共にする軍部も同調していった。

VII

四二年十月の反インフレ政策によっても生活費の上昇は抑えられなかった。四二年に至ると国債消化は増々銀

行信用への依存を強めていた。四月、理事会は戦時国債の預金勘定を支払準備に含めぬと裁定、全ての加盟銀行に対し支払準備を緩和した。これは商業銀行の国債購入預金貸付を刺激、国債投資活動が活発化した。エクルスは五月、下院銀行通貨委で五五〇億^{ドル}とも目された過剰購買力を吸収するため一五〇―二〇〇億^{ドル}の国債個人消化を図る一方で二五〇億^{ドル}を徴税する必要がある、と証言した。だが、過剰購買力吸収のための有効な対策は購じられぬままであった。このため、物価は前年九月水準に比べ六・二%、就中、青鮮品は五八%上昇していた。かかるなか労働攻勢が強まった。四三年早々炭鉱夫の山猫ストが発生。石油化学、ゴム、鉄道、石炭ストが続いた。転職率は依然高水準にあった。シアトルのボーイング航空機では四二年六月、三万九千人が就労していたが過去三カ年に雇用された労働者は二五万人に達していた。西部太平洋岸をはじめ各地の軍需生産センターでの労働力需給は極度に逼迫していた。組織労働は「小鉄鋼方式」の見直しを求め続けた。一方、農民は農産物価格統制政策に不満であった。「ファーム・ブロック」は四三年十二月の下院会期終了寸前に全員一致で平衡価格の算

出に労働コストを含ませ、価格引上げを図る法案を通過させていた。法案は翌年三月、再び下院を通過した。上院も同月、平衡価格の引上げを図り、算出に政府の補助金を含める法案を七八一二の圧倒的多数で通過させる始末であった。これには下院も同調、法案は議会を通過した。同法の成立による物価統制策の破綻を恐れた大統領は、四月二日、拒否権を発動、辛くも法案の成立を阻んだ。対策に苦慮した大統領は四月八日、「ホールド・ザ・ライン」命令に訴えざるを得なかった。大統領は、関係戦時機構に対し、(1)生活費に影響を及ぼす全ての商品価格に上限を設定、不公平不平等な物価の引下げを図ること、(2)賃金・俸給の引上げを認めず、労働者の転職率を抑え新規採用を制限すること、を命じた。だが、これに対し独立系のU M Wは、2日/日、休日手当等各種手当の引上げを求め強行な姿勢をみせた。石炭産業労資の交渉は決裂、扱いはN W L Bに移された。だが組合側はN W L Bの事情聴取を拒否職場復帰命令にも反きストに突入、五月一日には全国主要鉱山で四〇万人の労働者が決起した。このため、大統領は、内務長官に対し炭鉱の接収を命じ全国三千鉱山が政府管理下に置かれた。一方、

A F L、C I Oは大統領命令をうけて四月二九日、生活費の四二年五月一五日水準への引下げを目ざした「ロール・バック政策」へと方針を転換した。だが、「ワグナール法」の改悪を狙っていた議会内の反ニュー・ディール・反組織労働勢力は、U M W・ルイスの炭鉱ストへの社会的糾弾に乗り、急拠六月、ローズヴェルトの反対を押し切り「スミス・コナリー法」を成立させた。同法は、(1)接収企業に対するストの教唆・宣伝等の禁止、(2)軍需企業でのストの労働長官、N W L Bへの事前通告、三〇日間の冷却期間と秘密投票によるストの決定、(3)組合による政治献金の禁止を特徴とした。軍需産業でのストの抑圧、C I Oと民主党内親組織労働派議員つぶしを露骨に意図した立法であった。⁽¹⁹⁾

組織化された利益集団からの相対立する要求を調整し物価抑制策を遂行する必要に迫られたローズヴェルト政権は、生活必需物資の価格安定化を図るため議会や農業団体の反対を無視したR F C、C C Cによる補助金政策への依存を強めていった。大統領は更に、戦時統制の全般的強化を図るため五月二七日、新たな戦時行政機構として「戦時動員局(O W M)」を設立、長官にJ・F・

バーンズを起用した。OWMは、WPBをはじめとする

戦時機構の上位機関として、資源の最大限利用、軍需及び民需生産、労働力の有効利用、非軍需部門の安定、を図るための調整にあたることになった。これにより第一、ニュー・デイル、中小企業、消費産業の利害を反映していたWPB本部長ネルソンと同勢力の影響力低下は明白となった。第二、軍部が戦時動員に一層重要な役割を果たすことになった。OWMはそれもとに設置された「戦時動員委」の助言をうることとされたが、それは両軍長官、ANMB、WPB本部長、OES長官から構成されていたのである。OWMの設立とともに、WPBが改組され、組織労働の宥和と戦争体制への一層の統合が企図された。即ち、WPBに副本部長ポストを新設、CIO AFI代表を充てた。これは労資関係の調整、労働力の効率的利用、生産拡大、工場段階での労資委員会の設立・促進、労働力の供給確保、を目的としたものだった。言うまでもなく、この措置は、反ニュー・デイル勢力の強力な議会の独走によるCIOへの正面攻撃（『スミス・コナリー法』）と深刻化する労働争議に対応して組織労働者の宥和を図り、労働力の完全雇用状態のなか

労働力資源の一層の動員を目的としていた。

インフレ・ギャップは政策当事者を悩まし続けていた。

四三年十月四日、財務省は下院歳入委に対し一〇五億の増税案を提出した。これに対し、エクルスは、超過需要を吸収する為に一三〇億の増税が必要と批判した。

だが、議会は、増税に消極的で、歳入委は一六一九で財務省案を拒けた。モーゲンソー長官は、この間、アフリカ戦線の視察に赴いていた。歳入委は、財務省関係者を議場から締め出して公聴会を開催する異常事態のもと、法案を審議した。そして、十一月中旬に至ってわずか二億の増税案をとりまとめたのである。これに対し、ローズヴェルトは四四年初の予算教書で四五会計年度の財政支出を約一千億と推定、この五九%を租税で調達する必要を強調した。そして、改めて一〇五億の財務省案への支持を訴えた。だが、議会は四四年選挙に臨んで増税に気乗り薄すであった。下院歳入委員長のW・ジョージ議員は、増税の余地は無いと大統領の要請を突っぱねた。その後両院協議会で調整された四四年個人所得税法案は「戦勝税」の廃止、課税最低限の引下げと所得

税の一律引上げ、石油採取産業の減価償却費に対する課税の緩和、不動産・法人税の据え置き等の内容となっていた。大統領は、法案が戦時の財政課題に応えず大衆購買力の抑制が図られていないと非難、拒否権を発動し法案成立を阻もうとした。だが、同法案の支持勢力はこれに反発、二月二四日下院で二九九―九八、翌日上院で七二―一四を以って拒否権を覆し法案を成立させた。歳入法案に大統領が拒否権を発動したのは議会史上類例がなかった。このため、事態は与党民主党院内総務、バーkleーの辞任問題にまで発展し、経済安定化政策を巡るローズヴェルト政権と議会との対立を先鋭化させた。

VIII

これまで冗慢なまでに戦時経済安定化政策の展開過程を叙述してきた。合衆国の軍需生産は四三年秋ピークに達し以降の政策課題は次第に再転換問題へと争点を移してゆく。戦時体制への移行に伴う政策課題と特質を浮上らせるには本稿が対象とした時期までで十分であろう。我々に残る紙幅でかかる戦時の経済安定化政策がもたらした政治経済的諸結果に触れよう。⁽²⁰⁾ まず国内諸層の動向

を一瞥しよう。第一、産業動員に当っては国家カルテル体制のもと諸実業組織に対応して産業動員・統制機構が設立されこのもとで独占資本による支配が強化された。生産の上位百社への集中は主契約の六七・二%、R F C政府保有工場の資産価値の七五%に及び、更にR & Dは、上位六八社に総額の六六%が集中された。⁽²¹⁾ 我々は十分確認してはいないが、かかる過程で主導権を発揮したのは商務省「実業諮問委」に結集する様な独占資本内分派であった。独占資本による国民経済の支配とともに、このもとに再編成された非独占部門の繁栄も実現された事実に注意したい。無論我々も戦時における部門間の跛行的発展が中小企業に及ぼした影響を無視するものではない。しかし、戦時の国家は軍需生産への転換に伴い転廃業問題が深刻化する過程で、中小企業側での組織化運動をうけて「中小企業法」による独自の中小企業対策を講ぜざるを得なかったのである。こうして、企業利潤は総資本的レヴェルでも著増し、超過利得税を控除した後でも戦前水準に比べ倍化している。第二、労働者階級の組織化・同権化、受益者化が進み組織労働勢力の実質賃金は上昇した。戦時期被雇用者は三九年の四、五七五人から

四五年には五、二八二万人へと拡大、婦人、農民、黒人等膨大な未熟練層が吸収された。この間、労働組合数は一、〇四八万人から二、五四一万人へと記録的な増加をみせ、組織化率は二〇％を越えた。これが労働者の政治的統合と、労働力の希釈化・流動化のなか労働力動員に果たした役割は大きかった。労働者の実質可処分所得は組織化と完全雇用を背景に全製造業平均（三九年一一〇

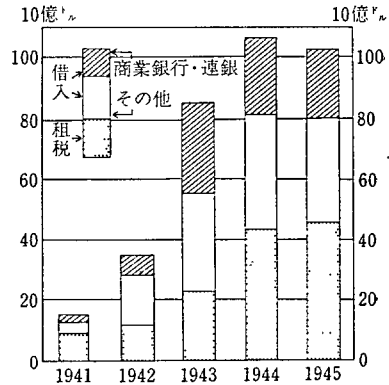
〇）で四三年五月一三八・九に達した。⁽²²⁾ 第三、資本と労働の組織化を基軸関係に更に農民、黒人等他層の組織化・受益者化も進んだ。農民は、四〇〜四五年に一七％も減ったがこの一方で農産物生産は四〇％近く増大し農家所得も数倍化した。この過程で零細農の脱農化と農業生産の大規模経営への集中が進んだ。これは、政治的には中西部南部を中心としたA F B Fの組織強化と影響力拡大につながり、A F B Fの組織は三九年の三九・八万所帯から四五年には九八・六万所帯へと著増した。戦時国家のもとの国内諸層のインサイダー化は更に人種・民族へと拡張された。総じて戦時の経済は資本に対しては完全雇用と利潤を、労働者に対しては完全雇用と実賃金の上昇をもたらした。戦時の経験は、資本主義にお

ける「二律背反的課題」を達成した点で稀有であった。またそれは、軍需生産の拡大と同時に消費支出の水準を維持し得た点で他の参戦国とは独自であった。こうして戦時の経験は、組織化・同権化・受益者化による国民統合の展開過程としては、むしろニュー・ディールの定着過程とも評価しうるのであった。

戦時の権力関係に目を転じよう。戦時統制経済は膨大な軍事・官僚機構を生み出した。戦時機構内では戦費調達・インフレ抑制策を巡るニュー・ディール勢力内でのモーゲンソー財務省とH・スミス（予算局）、M・エクルス（準備制度）との、また軍需品生産を巡る金融・産業独占内でのエバーシュタットとウィルソンの対立のよう

に経済・階級構造から自立的に展開された如くの官僚機構間の対立がみられた。だが、安定化政策を巡る政治対抗の基軸は、軍需生産を優先する独占資本・軍部と民需品生産と安定供給を重視するニュー・ディール擁護勢力・組織労働・中小消費産業にあった。戦時の権力関係の特徴について尚注目すべきは、物価統制策を巡っての南部・中西部を中心とした「ファーム・ブロック」の政治権力の強さである。これは、J・F・バーンズ、J・

第3図 財務省・戦時の財源



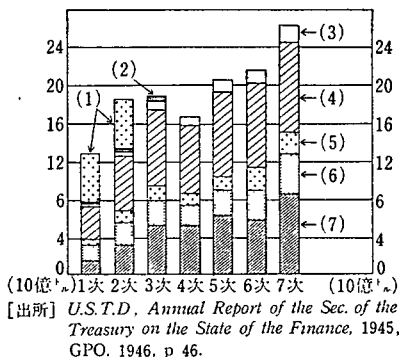
【出所】 Federal Reserve Bulletin, Aug. 1945, p 721.

ジョーリンズ等を通じた戦時機構内での南部民主党の影響力の行使にも示され、戦費調達策を巡る政権と議会との鋭い対立の背景ともなっていたのである。これに対し、戦時機構内での組織労働の役割は専ら労働力の統制に限定されていた。WPBやOPAに依拠していたニュー・ディールリーベラー組織労働勢力は、経済安定化政策を巡る抗争で次第に政治的後退を余儀なくされ、国家機構での影響力を弱めていったのである。

それでは、かかる過程で国家の財政金融構造は如何なる変容を遂げたか。第一、深刻な国家財政危機がもたら

された。連邦政府の財政支出は、四〇年の九一億から四四年には九〇〇億を越えていた。この間、租税収入は二一億から三四〇億へ増大している。だが、租税によっては、戦時支出の四割強が賄なわれたに過ぎない。この結果、赤字累積額は四〇年の四二九億から四五年には二、五八六億へと膨張した。戦時国家の財政活動は管理通貨制を装置とした未曾有の赤字財政支出政策によって保障された(第3図)。だがこれとともに二五〇〇億を優に越える国債残高の累積、財政の硬直化がもたらされたのである。第二、租税面で連邦政府の地位が格段に高まり顕著な構造的変化が生じた。三二年度において、全収入の二五%を占めたに過ぎぬ連邦政府の比率は、四二年五八・九%、四四年八二・一%に達した。この変化は、連邦税のうち所得税・法人税が著しく増大したことによる。就中、所得税は三三年の五億(構成比五%)から四四年には実に四九倍、一九七億(同四〇・一%)へと増大した。これは累進性の強化とあわせて膨大なる低所得者層を課税対象に組み入れたためである。課税基盤の拡大は、一九一三年以来続いた徴税方式変更の客観的背景となっていた。また、連邦政府への租

第4図 国債の売却先内訳



注(1)商業銀行 (2)財務省 (3)州・地方政府 (4)企業・組合
(5)貯蓄銀行 (6)保険会社 (7)個人

税の集中は、戦時の経済的権力の中央集権化を裏付けるものだった。こうした租税構造の変化は、やがて「ビルト・イン・スタビライザー」論の根拠ともされるのだった。第三、膨大なる赤字国債残高は財政の硬直化に留まらず過剰な流動性をもたらした金融機構の不安定性を強めた。赤字国債消化のため、財務省は、連銀による国債引受け、銀行信用による消化に依存せざるを得ないのだった。これは、次の様な経過をたどった。連銀の利回り釘付け政策、短期債の引受けによる国債管理政策を前提に、

まず商業銀行は短期国債が満期に近づきプレミアム価格に達するや連銀に売却する、これにより、短期債売却↓預金準備増大↓信用拡張、というメカニズムが形成される。短期債の売却に伴い商業銀行は、個人企業・生保から長期性国債を購入、この一方で投資家の国債購入に対し融資する、個人・法人の非銀行投資家は、保有国債の売却で得た資金と商業銀行の融資をうけて新規国債の購入に向う。戦時の国債管理政策は、かかる過程で、投資家による国債投機を引き起していった。国債購入運動の目標を著しく上回る過剰応募がこのあらわれである。⁽²³⁾

この過程で、国債金融は商業銀行の主業務となった。N I C B の調査によると、主要都市加盟銀行による月末の融資残高は四四五年にかけた四次の運動期間中著増している。⁽²⁴⁾ 商業銀行の収益へのかかる融資活動の寄与は顕著である。さらに国債投機を保有者別動向から見ると、商業銀行は第一、二次に一一〇億ドルの直接購入が認められていただけであったが四五年十二月には八二九億ドルへと保有を増やしている。法人の保有は一一四一億ドルから五一二億ドルへと増えている(第4図、第1表)。このようにして戦時の国債大量発行は商業銀行の資産構成のうち

第1表 国債の所有者別動向 1945 12 年月末現在 単位 10 億ドル

	総 計	財務省 証券	利 札 付 国 債				
			1 年以内もの		1—5年 もの	5—10 年もの	10年以上
			財務省 証券	その他			
	198.8	17.0	38.2	15.3	35.4	33.0	59.8
政 府 機 関	6.9	—	—	0.2	0.4	0.8	5.5
連 銀	24.3	12.8	8.4	2.0	0.7	0.2	0.1
民間合計	176.6	4.2	29.8	13.0	34.3	32.0	54.2
商業銀行	82.9	2.5	18.1	9.9	25.2	21.0	6.2
保険会社	23.0	—	0.4	0.2	1.7	2.9	17.8
相互貯蓄銀行	10.6	—	0.7	0.1	0.7	2.7	7.6
そ の 他	51.2	1.7	11.2	2.9	6.7	6.7	22.6

〔出所〕 Board of Governors of the Federal Reserve System, *Banking and Monetary Statistic, 1941-70*, (Wash., D. C., 1976); pp. 841-91.

政府証券投資が七割を超えるような金融市場の質的変容をももたらしたのだった。これは、一方で金融当局による公開市場操作を可能ならしめるのであるが、反面では低金利政策のもとでの国債価格安定化政策を必要ならしめ、金融機構の不安定性を強める結果となったのである。かかる国債管理政策のもとで銀行預金は三九年末の四五〇億に對して一、〇六〇億に、通貨流通量は七八億から二八五億にそれぞれ膨張していったのである。最後に経済安定化政策との関連で戦時の物価騰貴について付言しておこう。なるほど統計上では戦時統制期に物価は緩慢な上昇に終った。この点で安定化政策は「成功」であったといえよう。だが軍事インフレ的蓄積機構での完全生産、完全雇用の実現は全般的な超過需要体制、産業部門間の跛行的発展と不均衡、過剰流動性を生み出していた。これ等諸契機の爆発的展開は全面的経済統制、有和政策の展開による国民統合の一応の成功、生産性の上昇、によって抑制されていたに過ぎないのである。⁽²³⁾

* * *

かくして戦時の国家は経済安定化政策を通じニュー・

ディール来の対内宥和の国家課題を文字通り「城内平和」を維持するために実現せざるを得なかった。この点で戦時の経験は帝国主義世界体制の支柱としての「戦争国家」に戦後合衆国の国内体制の基本課題を明確に示したといふべきであらう。

- (1) 拙稿「合衆国『一九四六年雇用法』の成立について」『土地制度史学』第九八号、「合衆国における『フレイマン・ウエズ協定の批准と対外経済政策の課題』」『商学論集』（福島大）第五二巻第一号。
- (2) L. W. Galambos, "The Emerging Organizational Synthesis in Modern American History", *Business History Review*, Vol. XLI, No. 9 (Aut. 1970); R. H. Wiebe, *The Search for Order, 1877—1920* (N. Y., 1967); E. W. Hawley, "The Discovery and Study of a Corporate Liberalism", *Business History Review*, Vol. LII, No. 3 (Aut. 1978).
- (3) A. F. Bentley, *The Process of Government* (N. Y., 1908); D. Truman, *The Governmental Process* (N. Y., 1951).
- (4) J. Weinstein, *The Corporate Ideal in the Liberal State, 1900—1918* (Boston, 1968).
- (5) T. J. Lowi, *The End of Liberalism: Ideology, Policy and the Crisis of Public Administration* (N. Y., 1969).

- (6) 拙稿「アメリカ資本主義論の輪郭」『一橋研究』第六巻第三号。

(7) 藤井「国家独占資本主義としてのニューディール」『社会科学研究』（東大）第五巻第四号。加藤『ワイマル体制の経済構造』東大出版会、一九七二年。

(8) 問題状況にうつてはちまたの D. Brody, "The New Deal and World War II" in J. Braeman et al (eds.), *The New Deal: The National Level* (Ohio, 1975) 参照。

(6) 本稿では煩雑な引用を避けるため特に指摘の無き限の戦時統制機構を中心とした経済安定化政策の展開は U. S. Bureau of the Budget, *The United States at the War: Development and Administration of the War Program by the Federal Government* (Wash., D. C., 1946); U. S. Civilian Production Administration, *Industrial Mobilization for War: History of the War Production Board and Predecessor Agencies*, Vol. I, *Program and Administration* (Wash., D. C., 1947); D. Nelson, *Arsenal of Democracy: The Story of American War Production* (N. Y., 1946) を財政金融政策の展開は *Federal Reserve Bulletin* 及び P. Studenski and H. E. Kross, *Financial History of the U. S.*, 2nd ed (N. Y., 1963); M. Friedman and A. J. Schwartz, *A Monetary History of the United States, 1869—1960* (N. Y., 1963); M. Eccles, *Beckoning Frontiers* (N. Y., 1951); J. M. Blum, *From the Morge-*

- miliau Diaries: Years of War, 1941—45 (Boston, 1967)
 ⑧ 露米アの戦後記録のころころ R. Young, *Congressional Politics during World War II* (N. Y., 1956) ⑨ 米の戦後政治の記録のころころ The Commercial and Financial Chronicles: R. Polenber, *War and Society: The United States, 1941—1945* (Philadelphia, 1972); J. M. Burnes, *Roosevelt: The Soldier of Freedom* (N. Y., 1970)
 ⑩ 参議院のころころ
 (9) W. F. Craven and J. L. Cate, *The Army Air Force in World War II*, Vol. 6, *Men and Plans* (Chicago, 1955), p. 306; R. E. Smith, *The Army and Economic Mobilization, The U. S. Army in World War II. The War Department*, Vol. 4, Pt. 5 (Wash., D. C., 1959), Chs. XI, XII.
 (11) U. S. House, *Report on RFC and Affiliated Corporations*, 80th Cong. 1st Sess., House Document No. 474 (Wash., P. C., 1948); J. Jones, *Fifty Billion Dollars: My Thirteen Years with the RFC* (N. Y., 1951), Pt. II, (12) 戦時政策展開のアメリカ・ナショナルの歴史 B. L. Jones, "The Role of Keynesians in Wartime Policy and Post War Planning, 1940—1946," *American Economic Review*, Vol. LXII, No. 2 (May 1972), pp. 125—133
 実業界のナショナル主義の発展のころころ R. M. Collins, *The Business Response to Keynes, 1929—1964*, (N. Y., 1981) 戦後の経済のアメリカ・ナショナル主義の発展のころころ H. Stein, *The Fiscal Revolution in America* (Chicago, 1969), Ch. 8. ⑩ 参議院のころころ
 (11) U. S. Congress, House Committee on Banking and Currency, *Hearings on H. R. 5679*, 77th Cong. 1st Sess., pp. 990, 1553.
 (12) *Ibid.*, p. 1112; *Congressional Record* (以下 CR と略記) Vol. 87, p. 9207.
 (13) U. S. Congress, Senate Committee on Banking and Currency, *Hearings on H. R. 5990*, 77th Cong. 1st Sess., p. 421.
 (14) CR, Vol. 88, p. 7179; W. W. Wilcox, *The Farmer in the Second World War* (Iowa, 1947), Ch. 9.
 (15) B. ナショナルの政策活動のころころ 農務のころころ 農務委員会委員会の設立と経済政策の転換 『トナショナル政策』第六号。
 (16) B. M. Bruch, *The Public Years* (N. Y., 1960), pp. 291—99.
 (17) CR, Vol. 91, pp. 3993—4, 6489, 6549.
 (18) ナショナルの価値の断絶のころころ U. S. D. C., *Statistical Abstract of the U. S., 1950*; —, *Historical Statistics of the U. S., 1957*; U. S. Bd. of Governors of the Federal Reserve System, *Banking and Monetary Statistics, 1941—70* (Wash., D. C., 1960) を利用のころころ

〈付表〉 戦時のインフレーション (年率)

	戦時統制前の 6 カ月間	統制期間	統制撤廃後の 6 カ月間
第1次大戦 (1917.8—18.11)	34.7	7.1	-1.0
第2次大戦 (1942.4—46.6)	10.3	3.5	28.0
朝鮮戦争 (1952.1—53.2)	10.8	2.1	2.8
ヴェトナム戦争 (1971.8—74.4)	4.6	6.2	12.1

〔出所〕 H. Rockoff, "Price and Wage Controls in Four Wartime Period", *Journal of Economic History*, Vol. XLI, No. 2 (June 1981), p. 382.

8°

(12) U. S. Senate, *Economic Concentration and WWII*, 79th Cong. 2nd Sess., Senate Document No. 206 (Wash., D. C., 1946), pp. 29—30, 34—37.

(22) NICH, *Business Record*, Sep. 1946, p. 346.

(23) これは八次に渡る運動で回を追う毎に激化、「法人・その他投資機関」の場合、第六次で七四・九、第七次で一五一・九%も消化目標を上回った。U. S. T. D., *Annual Report of the Secretary of the Treasury*, 1945 (Wash., D. C., 1945), p. 567.

(24) NICH, *Business Record*, Oct. 1946, p. 396.

(25) この点ではあしあたり付表を参照された。

(一九八四年二月一〇日脱稿)
(一橋大学助手)